

1 無線従事者免許の取得方法（電波法第41条）

次の4つの方法がある。



2 「科目内容の適合確認」

大学等の教育課程において『無線通信に関する科目』を修めて卒業した者は、国家試験等が免除され、卒業した大学等の科目履修証明書、履修内容証明書及び卒業証明書を添えた申請により、無線従事者の免許を取得できる。

しかし、平成21年4月以降、信州大学工学部電気電子工学科において、今回確認した教育課程の科目を履修した学生は、卒業後の申請の際、履修内容証明書の提出が不要となる。

3 免許の内容

資格名	操作できる無線局の無線設備（主なもの）
第一級陸上特殊無線技士	電気通信事業者、ガス及び電力会社等の多重無線固定局並び 県市町村、報道機関及び一般企業等の基地局等
第三級海上特殊無線技士	プレジャーボート、漁船等小型船舶に開設する船舶局

4 信越管内（長野県及び新潟県）の確認実績

確認日	学校名	学科名	対象資格
15. 12. 6	諏訪東京理科大学 (長野県茅野市)	システム工学部 電子システム工学科	第一級陸上特殊無線技士 第二級海上特殊無線技士
16. 2. 17	新潟大学 (新潟県新潟市)	工学部電気電子工学科 工学部情報工学科	第一級陸上特殊無線技士 第二級海上特殊無線技士
16. 12. 22	新潟工科大学 (新潟県柏崎市)	工学部情報電子工学科	第一級陸上特殊無線技士 第三級海上特殊無線技士
18. 2. 21	新潟県立上越総合技術 高等学校 (新潟県上越市)	電子情報科	第二級海上特殊無線技士 第三級陸上特殊無線技士
19. 12. 11	新潟県立長岡工業 高等学校 (新潟県長岡市)	電子科	第二級海上特殊無線技士 第三級陸上特殊無線技士
21. 3. 2	信州大学 (長野県松本市)※ ※工学部は長野市若里	工学部電気電子工学科	第一級陸上特殊無線技士 第三級海上特殊無線技士